

II. 関連資料

我が国の高等教育の将来像 ＜中央教育審議会 答申 ポイント＞

【趣旨】

中長期的(平成17(2005)年以降, 平成27(2015)年～平成32(2020)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像(言わば「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの)と, その内容の実現に向けて取り組むべき施策を示す。

【基本的考え方】

21世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代



高等教育は, 個人の人格形成上も国家戦略上も極めて重要。

- － 世界各国(特にアジア近隣諸国)での高等教育改革の急速な進展。
- － 明治以来の我が国の教育は, 今日の繁栄・発展の基礎として大きな成功。
- － しかし, 戦後久しく, 高等教育(特にその経済的基盤)に関する社会全体での議論が必ずしも活発だったとは言えない。
 - これまでは, 国全体の経済発展と個人所得の動向へ依存。
 - 今日では, 高等教育の量と質について根本的な議論が不可避。

国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代



国は, 将来にわたって高等教育に責任を負うべき。

- － 高等教育の危機は社会の危機。
- － 新時代の高等教育による我が国社会の持続的な発展。

〔 18歳人口は約120万人規模で推移。
大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃。〕



「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行

国の今後の役割は,

- ① 高等教育の在るべき姿や方向性等の提示
- ② 制度的枠組みの設定・修正
- ③ 質の保証システムの整備
- ④ 高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供
- ⑤ 財政支援 等が中心。

【将来像の主な内容】

I : 高等教育の量的変化の動向

- 平成19(2007)年には大学・短大の収容力(入学者数÷志願者数)が100%に(従来の試算より2年前倒し)。
- 全体規模の面のみからすると、高等教育の量的側面での需要はほぼ充足。
→ ユニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつある。
- 今後は、分野や水準の面においても、誰もがいつでも自らの選択で学ぶことのできる高等教育の整備(「ユニバーサル・アクセス」の実現)が重要な課題。
- 経営状況の悪化した機関への対応策の検討が必要。

II : 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

- 新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、学校種(大学・短大、高専、専門学校)ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層明確化する方向。
- 各大学は、自らの選択により、緩やかに機能別に分化(個性・特色の表れ)。

- ①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等

III : 高等教育の質の保証

- 高等教育の量的側面での需要の充足、大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等による大学等の新設や量的拡大、高等教育の多様化の一層の進展につれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題。
- 国による質の保証の仕組みと各機関の自主的努力が相まって信頼確保。
- 事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保による質の保証。(設置認可の的確な運用、認証機関による第三者評価システム及び自己点検・評価の充実)
- 評価結果等に関する情報の積極的な開示と活用。

IV: 高等教育機関の在り方

- 大学は自主性・自律性とともに公共的役割・社会的責任を担う。
- 教育の充実のため、学位を与える「課程」中心の考え方への再整理が必要。
- 大学が人材育成と学術研究の両面で使命・役割をより積極的・効果的に果たすため、大学の教員組織の在り方について見直しを行う必要。

【大学】

学士課程…教養教育や専門教育等の在り方を総合的に見直して再構築。

また、多様で質の高い教育の展開のため、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた総合的教養教育型や専門教育完成型など様々な個性・特色を持つものに分化。

【大学院】

大学院全体…課程制大学院制度の趣旨を踏まえた大学院教育の実質化。

修士課程・博士課程…体系的な教育課程の実施による充実。

専門職学位課程…各種の専門職大学院の創設・拡充等。

【短期大学】

短期大学の課程…課程の修了を学位取得に結び付けるよう制度改正。

【高等専門学校】

単位計算方法の改善。

【専門学校】

一定の要件を満たす専門学校の卒業者への大学院入学資格の付与。

- 国公立大学それぞれの特色ある発展と高等教育全体の活性化が重要。

V: 高等教育の発展を目指した社会の役割

- 高等教育への公財政支出の拡充と民間資金の積極的導入に努める必要。
- 高等教育への公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう、最大限の努力が必要。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、国民(=納税者)の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要。
- 今後の財政的支援は、国内的・国際的な競争的環境の中で、各高等教育機関が持つ多様な機能(個性・特色)に応じた形に移行。

機関補助と個人補助の適切なバランス

基盤的経費助成と競争的資源配分の有効な組み合わせ



多様な機能に応じた多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築

→ 国公私の特色ある発展、質の高い教育・研究に向けた適切な競争

- 国、地方公共団体や産業界等を含めた社会全体での取組の重要性。

【将来像に向けて取り組むべき施策】

【将来像の主な内容】に沿って、将来像の内容を実現するために必要と考えられる「早急に取り組むべき重点施策」等について提言。

早急に取り組むべき重点施策（「12の提言」）

- ① 高等教育の量的変化の動向についての関連施策
 - － 人材養成に関する社会のニーズへの対応
 - － 各高等教育機関の経営の改善
- ② 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策
 - － 入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化
 - － 留学生交流の促進・充実
- ③ 高等教育の質の保証についての関連施策
 - － 大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化
- ④ 各高等教育機関の在り方についての関連施策
 - － 教養教育や専門教育等の総合的な充実
 - － 大学院教育の実質化
 - － 世界トップクラスの大学院の形成
 - － 助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化
- ⑤ 高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策
 - － 高等教育への支援の拡充
 - － 多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築
 - － 学生支援の充実・体系化

等

我が国の高等教育の将来像

＜中央教育審議会 答申 要旨＞

第1章 新時代の高等教育と社会

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われる。

これからの「知識基盤社会」においては、高等教育は、個人の人格の形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要である。国際競争が激化する今後の社会では、国の高等教育システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。国は、将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。

特に、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と科学技術の振興は不可欠であり、高等教育の危機は社会の危機でもある。我が国社会が活力ある発展を続けるためには、高等教育を時代の牽引車として社会の負託に十分にこたえるものへと変革し、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠である。

第2章 新時代における高等教育の全体像

1 「高等教育の将来像」についての基本的考え方：高等教育計画から将来像へ

18歳人口が減少して約120万人規模で推移する一方で、大学・学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと等により、「進学率」の指標としての有用性は減少し、主として18歳人口の増減に依拠した高等教育政策の手法はその使命を終え、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行する。

国の今後の役割は、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、⑤財政支援等が中心となろう。

2 高等教育の量的変化の動向

【全体規模等に関する考え方】

18歳人口が減少を続ける中，大学・短期大学の収容力(入学者数÷志願者数)は平成19(2007)年には100%に達するものと予測される(従前の試算よりも2年前倒し)。

様々な変化を背景に，全体規模の面のみからすれば，高等教育についての量的側面での需要はほぼ充足されてきており，同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつあると言える。しかし，今後は，分野や水準の面においても，誰もがいつでも自らの選択により学ぶことのできる高等教育の整備，すなわち，学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要な課題である。

今後，少子化の影響等により，在籍者数が大幅に減少して経営が困難となる機関も生ずることが予想される。中には，学校の存続自体が不可能となることもあり得る。その際には，特に在学生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討されるべきであり，そのための関係機関の協力体制が必要である。

【地域配置に関する考え方】

大都市部における過当競争や地域間格差の拡大によって教育条件の低下や学習機会に関する格差の増大等を招くことのないような方策を講ずることは重要な課題である。その際，人材の流動性や遠隔教育の普及等とともに，地方の高等教育機関は地域社会の知識・文化の中核として，また，次代に向けた地域活性化の拠点としての役割をも担っていることに留意する必要がある。

【今後の人材養成の分野別構成等に関する考え方】

今後の様々な人材需要に対しては，各高等教育機関が，幅広い基礎的な教育を充実すること，柔軟に教育組織を改組すること，社会人の再教育を充実させること等により対応を図ることが基本である。国は，高等教育機関の自主的・自律的努力を支援するとともに，人材需要見込み等を的確に把握して情報提供する仕組みを整えるべきである。

抑制方針が維持されている医師，歯科医師，獣医師，教員及び船舶職員の5分野の取扱いについては，人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら，抑制の必要性，程度や具体的方策について，必要に応じて個別に検討する必要がある。

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

- ①世界的研究・教育拠点，②高度専門職業人養成，③幅広い職業人養成，
- ④総合的教養教育，⑤特定の専門的分野(芸術，体育等)の教育・研究，
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点，⑦社会貢献機能(地域貢献，産学官連携，国際交流等)

等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)

18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあって、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。

【学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色】

高等教育の将来像を考える際には、初等中等教育との接続にも十分留意する必要がある。その際、入学者選抜の問題だけでなく、教育内容・方法等を含め、全体の接続を考えていくことが必要であり、初等中等教育から高等教育までそれぞれが果たすべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を進めていく視点が重要である。また、より良い教員養成の在り方についても検討していく必要がある。

このため、各大学は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、適切に入学者選抜を実施していく必要がある。また、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)を明確にし、教育課程の改善や「出口管理」の強化を図ることも求められる。

生涯学習との関連でも、高等教育機関は履修形態の多様化等により、重要な役割を果たすことが期待される。

【高等教育を取り巻く環境の変化と各高等教育機関の個性・特色】

国内外の高等教育機関の国際展開等の国際化の進展や情報通信技術の発達、e-Learningの普及等の中で、各高等教育機関は個性・特色の明確化を一層進める必要がある。

4 高等教育の質の保証

高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題となる。

個々の高等教育機関は、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、高等教育の質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することは、国としての基本的な責務である。

高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者評価のシステムを充実させるべきである。

個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、自己点検・評価がまずもって大切である。

また、教育内容・方法や財務状況等に関する情報や設置審査、認証評価、自己点検・評価により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たすことが求められる。

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

【大学】

大学は、学術の中心として深く真理を探求し専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。

このような特質を持つ大学は、今後の知識基盤社会において、公共的役割を担っており、その社会的責任を深く自覚する必要がある。

国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程中心の考え方に再整理していく必要があるのではないかと。

大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。現行制度では、大学教員の基本的な職として、

教育・研究を主たる職務とする職である教授及び助教授とともに、主たる職務が教育・研究か教育・研究の補助かが必ずしも明瞭^{りょう}でない助手の職が定められている。今後はこれを見直し、教育・研究を主たる職務とする職としては、教授、准教授のほかに新しい職として「助教」を設けて3種類とするとともに、助手は、教育・研究の補助を主たる職務とする職として定めることが適当である。また、大学設置基準の講座制や学科目制に関する規定を削除して、教員組織の基本となる一般的な在り方を規定し、具体的な教員組織の編制は、各大学が自ら教育・研究の実施上の責任を明らかにしつつ、より自由に設計できるようにすべきである。

学士課程について、各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した教育を展開することが強く求められる。

学士課程は、「21世紀型市民」の育成・充実を目的としつつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育を展開することが期待される。教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、コア・カリキュラムの実施状況は機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。

修業年限については、従前どおり学士課程を4年かけて卒業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化し、特に総合的教養教育型において学士課程3年修了による大学院進学という制度が積極的に活用されることが考えられる。

企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、学士課程教育に実質的に支障のないよう配慮が必要である。また、修了・卒業直後の1年間での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待される。

大学院教育については、課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化)を図る必要がある。

修士課程は、研究者等養成(の第1段階)、高度専門職業人養成及び「21世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担うものであり、これに沿った体系的な教育課程を編成する必要がある。

博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。このため、体系的な教育課程を編成する必要がある。

今後の知識基盤社会にあつては、博士号取得者が、研究・教育機関ばかりではなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが期待される。

専門職学位課程は、多様な分野(例えば、法曹、MBA・MOT、公共政策、教員養

成等)での創設・拡充等が必要である。

短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けが期待され、短期大学の課程の積極的な改革が期待される。これらの点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結び付けるよう制度改正を行うことが適切である。

【高等専門学校】

高等専門学校は、5年一貫の実践的・創造的技術者等の養成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待される。

現在、高等専門学校の単位については、教室内における30時間の履修を1単位として計算されているが、授業形態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法を導入することが適切である。

【専門学校】

知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。一方で、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。

誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る一環として、一定の要件を満たすと認められた専門学校を卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。

2 国公立大学の特色ある発展に関する考え方

国公立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、21世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

各大学ごとの個性・特色は、国公立を問わず、各大学自らの選択に基づくものであるが、国公立それぞれを全体として見た場合の特色を意識しておくことは、高等教育の発展と国公立それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。

3 高等教育機関の設置形態の多様化に関する考え方

現在、構造改革特区において認められている株式会社立大学の今後の位置付け等については、「高等教育の質」の保証や株式会社の特性とといった観点を念頭に置きつつ、

特区における実施状況に関し、公共性・継続性・安定性等についての検証・評価を十分に時間をかけて慎重に行った上で、改めて検討する必要がある。

第4章 高等教育の発展を目指した社会の役割

1 高等教育の発展を目指した支援の在り方

国は、教育・研究条件の維持・向上や学生支援の充実等により学習者の学習機会の保障に努めるべきである。また、学生個人のみならず現在及び将来の社会も高等教育の受益者である。このため、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入に努めることが必要である。

今後、我が国においては、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、すべての関係者が、国民(=納税者)の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要がある。

高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあって、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多面的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。これにより、国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

具体的には、①国立大学については、教育・研究の特性に配慮しつつ、それぞれの経営努力を踏まえて、政策的課題(地域再生への貢献、新たな需要を踏まえた人材養成、大規模基礎研究等)への各大学の個性・特色に応じた取組を支援すること、②私立大学については、基盤的経費の助成を進める。その際、国公私にわたる適正な競争を促すという観点を踏まえ、各大学の個性・特色に応じた多様な教育・研究・社会貢献の諸活動を支援すること、③公立大学については、地域における知の拠点としての機能を発揮できるよう支援すること、④国公私を通じた競争的・重点的支援の拡充により、積極的に改革に取り組む大学等をきめ細やかに支援すること、⑤民間企業を含めた研究開発のための公的資源配分を大学等にも開放すること、⑥競争的資源配分の間接経費の充実により、機動的・戦略的な機関運営を支援すること、⑦奨学金等の学生支援を充実すること等が重要である。

2 高等教育の発展を目指した各方面の取組

国の今後の役割は、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、⑤財政支援等が中心となろう(再掲)。その際、大学の自律性に十分配

慮し簡素で効率的な高等教育行政となるよう留意する必要がある。

今後、教育基本法及び教育振興の在り方が検討される際には、このような高等教育の振興方策についての考え方を十分に踏まえることが期待される。

地方公共団体と国公立を通じた地域の大学全体との関係については、委託研究等の産学官(公)連携の推進や学校教員の養成、公開講座の実施等につき、有機的な連携を図ることが期待される。地方公共団体が公立大学を設置し管理運営を行う場合には、例えば公立大学法人制度を活用するなどして、大学の自律性を十分に尊重しながら、より一層の教育・研究機能の強化に向けた改革努力を支援することが期待される。

産業界は、学士・修士・博士等の学位取得者の採用・処遇に関し、それぞれの学位の種類に応じた取扱いがなされるよう、十分に配慮することが期待される。

また、人材の流動化を一層促進し我が国社会の活性化を図るためには、産業界が社会人の大学院等への進学・再入学を積極的に支援することが重要である。

さらに、研究開発を自社内部で完結させる「自前主義」には効率性や競争力確保の上でも限界があることから、各企業の経営・研究開発戦略において、大学との共同研究や技術移転等の産学官連携を柱の一つとして明確に位置付け、国内の大学を一層積極的に評価・活用することが期待される。

このような産業界の取組を促進するため、高等教育機関側と産業界側の情報交換の場を設けることは極めて重要である。

第5章 「高等教育の将来像」に向けて取り組むべき施策

将来像を念頭に、その内容の実現に向けて取り組むべき施策を「早急に取り組むべき重点施策」等として提言することとする。国は、これらの提言を踏まえて施策の具体化を図るべきである。また、各高等教育機関においても、これらの提言の趣旨を踏まえた努力が求められる。

【早急に取り組むべき重点施策(「12の提言」)】

- ① 高等教育の量的変化の動向についての関連施策
 - － 人材養成に関する社会のニーズへの対応
 - － 各高等教育機関の経営の改善
- ② 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策
 - － 入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化
 - － 留学生交流の促進・充実
- ③ 高等教育の質の保証についての関連施策
 - － 大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化

- ④ 各高等教育機関の在り方についての関連施策
 - － 教養教育や専門教育等の総合的な充実
 - － 大学院教育の実質化
 - － 世界トップクラスの大学院の形成
 - － 助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化
- ⑤ 高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策
 - － 高等教育への支援の拡充
 - － 多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築
 - － 学生支援の充実・体系化

等

平成17年以降の高等教育改革の動向①

● 平成17年

・ 1月 我が国の高等教育の将来像(答申)

- ・18歳人口は約120万人の規模で推移
- ・大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃

↓
「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から
「将来像の提示と政策提案」の時代への移行

- 新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に適確に対応するため、学校種(大学・短大、高専、専門学校)ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層明確化する方向。
- 各大学は、自らの選択により、緩やかに機能別に分化。(個性・特色の表れ)

・ 7月 学校教育法の改正

- ✓大学の教員組織の整備(准教授、助教)

・ 同月 学位規則等の改正

- ✓短期大学士の学位授与

・ 9月 高等専門学校設置基準の改正

- ✓演習・実習等の学修形態に応じた授業時間数の設定

・ 同月 新時代の大学院教育(答申)

・ 同月 専修学校の専門課程(4年以上)の修了者に対する高度専門士の称号の付与(告示)

・ 同月 専修学校の専門課程(4年以上)の修了者に対する大学院入学資格の付与(告示)

● 平成18年

・ 3月 大学院教育振興施策要綱(文部科学省決定)

・ 12月 教育基本法の改正

- ✓大学に関する条文の新設

● 平成19年

・ 3月 専門職大学院設置基準の改正

- ✓教職大学院の創設

・ 7月 大学設置基準の改正

- ✓教育研究上の目的の公表やシラバス、成績評価基準の明示等

・ 12月 大学院設置基準の改正

- ✓博士課程標準修業年限の弾力化

平成17年以降の高等教育改革の動向②

● 平成20年

- ・ 7月 教育振興基本計画(閣議決定)
- ・ 11月 大学設置基準等の改正
✓共同教育課程
- ・ 12月 学士課程教育の構築に向けて(答申)
✓学士力の提唱
- ・ 同月 高等専門学校教育の充実について(答申)

● 平成21～22年

- ・ 中長期的な大学教育の在り方に関する報告(第1次～第4次)

● 平成22年

- ・ 2月 大学設置基準及び短期大学設置基準の改正
✓大学におけるキャリアガイダンスの制度化
- ・ 6月 学校教育法施行規則等の改正
✓教育情報の公表

● 平成23年

- ・ 1月 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)
- ・ 同月 グローバル化社会の大学院教育(答申)
- ・ 3月 第2次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)
- ・ 4月 博士課程教育リーディングプログラム創設
- ・ 同月 学校教育法施行規則等の改正
✓教育情報の公表

● 平成24年

- ・ 3月 大学院設置基準の改正
✓博士論文研究基礎力審査(QE)の導入
- ・ 4月 学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の改正
✓専修学校における単位制・通信制の制度化
- ・ 6月 大学改革実行プラン
- ・ 8月 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)

平成17年以降の高等教育改革の動向③

● 平成25年

- ・ 4月 地(知)の拠点大学(COC)の推進支援開始
- ・ 5月 これからの大学教育等の在り方について(教育再生実行会議 第三次提言)
- ・ 6月 第2期教育振興基本計画(閣議決定)
- ・ 8月 専修学校の専門課程における「職業実践専門課程」制度の創設(告示)
- ・ 10月 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(教育再生実行会議 第四次提言)
- ・ 11月 国立大学改革プラン

● 平成26年

- ・ 2月 大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)
- ・ 3月 大学通信教育設置基準の改正
✓インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させる場合の基準
- ・ 4月 私立学校法の改正
✓私学全体に対する不信感につながる異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組み
- ・ 同月 スーパーグローバル大学創成支援事業創設
- ・ 6月 学校教育法及び国立大学法人法の改正
✓副学長・教授会等の職や組織の規定の見直し、国立大学法人の学長選考の透明化等
- ・ 7月 「今後の学制等の在り方について」教育再生実行会議(第五次提言)
✓実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化
- ・ 8月 短期大学の今後の在り方について(審議まとめ)
- ・ 同月 トビタテ! 留学JAPAN 日本代表プログラム開始
- ・ 11月 大学設置基準等の改正
✓国際連携教育課程(JD)制度の創設
- ・ 12月 新しい時代にふさわしい高大接続改革の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)

● 平成27年

- ・ 6月 国立大学経営力戦略
- ・ 同月 大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程(告示)
- ・ 9月 未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)

平成17年以降の高等教育改革の動向④

● 平成28年

- ・ 3月 高等専門学校の充実について
- ・ 同月 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正
 - ✓ 認証評価制度の改善
- ・ 同月 学校教育法施行規則の改正
 - ✓ 「三つの方針」の策定・公表の義務付け
- ・ 同月 高大接続システム改革会議「最終報告」
- ・ 同月 第3次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)
- ・ 4月 国立大学法人運営費交付金 3つの重点支援の枠組み
- ・ 同月 「卓越大学院(仮称)」構想に関する基本的な考え方について
- ・ 5月 個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証のあり方について(答申)(【第一部】社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について)
- ・ 同月 国立大学法人法の改正
 - ✓ 指定国立大学法人制度を創設、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置を実施
- ・ 8月 専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について(報告)

今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する 論点整理(概要)

1. 本論点整理の位置付け

- 次の三つの視点から各高等教育機関の役割・機能の強化を中心とした高等教育改革の論点を整理。
 - ・「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」を見据えた高等教育機関の役割・機能の在り方に関する考察(短期的視点)
 - ・第3期教育振興基本計画の策定に向け、高等教育に関して検討を進める必要がある事項の整理(中期的視点)
 - ・平成32年頃までを念頭においた中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(答申)」に代わる高等教育の新たな将来構想の策定に向け、検討することが必要な事項の整理(長期的視点)
- 次期中央教育審議会大学分科会(H29.2～)において、より具体的な検討。

2. 高等教育機関の役割・機能に係るこれまでの政策の動向

- 「将来像答申」では、学校種ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、特に大学は、自らの選択により、緩やかに機能別分化していくべきという方針が示され、その後の国の財政措置や制度改正においても基本的にその方向で施策を推進。

3. 高等教育を取り巻く状況の変化と今後特に重視すべき考え方の方向

- 高等教育を取り巻く社会環境は近年一層激しく変化。
 - ・人口の減少 ・大学等への進学率、学生数の変化、進学機会の格差 ・経済社会のグローバル化
 - ・産業構造の変化(第4次産業革命等) ・就業構造の変化 ・経済的格差の拡大、貧困問題の顕在化
 - ・地方創生の必要性の高まり ・世界的な学術研究の進展 等
- こうした中で、高等教育においては、知識・技能を学んで修得する能力だけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、自ら問題の発見・解決に取り組み、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し社会に新たな価値を創造する力を育成することが不可欠。
- そのため、これからの時代における高等教育の使命の再定義も含め、人口減少時代における高等教育政策の在り方を総合的に検討することが必要。
- 今後の高等教育については、特に次の二つの方向での機能強化が必要。
 - ①新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化
 - ②社会の変化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実
- その際、特に以下のような点に留意が必要。
 - ・進学率の上昇、中等教育との接続の改善 ・第4次産業革命等における成長分野の人材育成、社会人の学びに対する貢献の強化 ・機関間の連携強化による地域に必要な高等教育機会の確保

4. 各高等教育機関の役割・機能の強化に関し、早急に取り組むべき論点

(1) 各高等教育機関における役割・機能の強化

(大学(学士課程))

- ・三つの方針を踏まえた教育課程の改善、指導方法の改善 ・組織的な教育体制の確立
- ・学生の学修時間の把握、大学での学修成果の可視化、それらに関する情報発信の強化

(大学院)

- ・卓越した教育力と研究力を有する大学院教育プログラム(「卓越大学院プログラム(仮称)」)の形成
- ・大学教員としての能力の形成につなげる取組の強化
- ・研究職よりも高度専門職業人養成を主としている修士課程の専門職学位課程への移行促進

(短期大学)

- ・社会人学生のニーズに応じた教育の提供方策の充実
- ・地域における高等教育機会を確保するための仕組みの強化
(小規模学科設置も念頭に置いた設置基準の検討、他の短期大学や大学、高等専門学校、専門高校を含む高等学校、地方公共団体等との連携によるコンソーシアム等)
- ・大学との連携による専攻科の教育の強化、高度化

(高等専門学校)

- ・新たな産業をけん引する人材の育成の強化
- ・高専教育の高度化(産業界との連携強化、大学との連携による専攻科の教育の充実)
- ・高専教育の国際化

(専門学校)

- ・「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」の議論を踏まえ検討。
- ・地域の多様な中核的産業人材養成機能の強化方策
- ・社会人の学び直しのニーズに一層応えていくための方策 ・専門学校教育の質保証・向上の方策

(2) 各高等教育機関における職業教育の役割の強化と「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」

- 職業教育には多様な分野があり、専門性のレベルや卒業後に働く場で求められる役割の違い等により必要とされる教育の内容も異なっている。これらを踏まえつつ、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が、それぞれの持つ強み、特徴を生かして現在行っている職業教育は引き続き重要であり、その一層の充実を図る必要がある。
- 一方、今後の社会経済の変化の中で、新たな専門能力が求められる職種や新規開拓が必要な分野も生じており、「新たな機関」は、産業界との密接な連携により、このような分野の専門業務をけん引する人材育成を行おうとする場合に最も適した教育機関として、新たな選択肢を提供しようとするもの。
- 今後、各機関が適切に役割分担し、また相互に連携しつつ、それぞれの職業教育を発展させるべき。

5. 今後の高等教育改革全体の課題として中期的視点、長期的視点からより詳細に検討すべき論点

(1) 将来像答申(平成17年)以降の施策の検証

- ・大学等の機能別分化 ・高等教育の質の保証

(2) 中期的視点、長期的視点からの論点

i) 変化への対応や価値の創造等を実現するための学生の学びの質の向上

- ・学生本位の視点に立った教育の実現に向けた検討(「学位プログラム」やST比改善等)
- ・学位等の国際的な通用性の確保 ・社会人の学びへの貢献の強化 ・教員・学生の流動性の向上
- ・教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化

ii) 学生の学びの質を向上させるための環境整備

- ・我が国における高等教育全体の規模、地域における高等教育機会の確保等の在り方等
- ・設置認可の在り方、連携・統合の在り方等に関する検討 ・高等教育機関のガバナンスの強化

iii) 高等教育の改革を支える支援方策

- ・教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の確保、配分等

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(エ) 地方大学の振興等

【施策の概要】

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017 年夏を目途に方向性を取りまとめる。